

令和3年5月28日

国土交通省 都市局 都市計画課

●● ● ● ● 様

大阪市北区中之島●丁目●番●●号

大阪市北区中之島連合振興町会

会長 依 田 均

前略、貴課におかれましては、美しい国土形成にご尽力頂く、景観法制定に多大なるご尽力を頂きましたこと感謝しております。

当会から国土交通大臣 赤羽一嘉様に、添付致します要望書を提出致しましたことをお知らせ致します。

中之島住民の窮状をご理解頂き、ご支援頂きますようお願い申し上げます。

令和3年5月24日

国土交通大臣 赤 羽 一 嘉 様

大阪市北区中之島●丁目●番●●号

大阪市北区中之島連合振興町会

会長 依 田 均

前略、貴省におかれましては、美しい国土形成にご尽力頂いておりますこと、中之島西部地域に関西国際空港と新大阪駅を直結する新しい動脈として、なにわ筋新線を着工頂きまして感謝しております。また、このような願書を差上げます非礼をお許し下さい。

弊会は、大阪市北区中之島の住民と超高層オフィスビル・高級ホテル等を所有する大手不動産会社等を会員として組織しております。

会員向けにバス旅行・お花見・餅つき等の事業を行うと共に、中之島の住民・オフィスワーカー・来訪者により良い環境と中之島の歴史・文化を継承するための事業を、住民・オフィスワーカーを交えて行っております。

例えば、コロナ禍の為、オフィスビル内に設置された喫煙室を使用せず、公開空地や路上で喫煙を楽しまれる方々に、日本たばこ産業様のご協力を得て、ポケット灰皿を配布し、路上美化活動を行い、歴史・文化の継承事業として、古都京都や奈良にはなく、唯一大阪で行われている伝統行事である「中之島の精霊流し」などを行っております。また、これらの経費は、町会費で賄っております。

要望事項

中之島四丁目北街区で建設が計画されております「未来医療国際拠点の建物」が景観法（基本理念）第二条第3項に抵触しているのではないかと考えておりますので、善処頂たくご指導を要望させていただきます。景観法には、『良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特性の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。』と規定されておりますが、地域住民の意向を全く聴取せず計画を進めておられます。

貴省より、入居する一般財団法人未来医療推進機構を所管する大阪府、地権者であり、建築に関する許可権者であり、そして景観法に基づき大阪市景観計画を策定している大阪市、設計者である大林組、事業者である日本生命相互会社、京阪ホールディングス株式会社、関電不動産開発株式会社に対し、『景観法の規定を守るよう』ご指導頂きますようお願い致します。

概 要

中之島は、特定都市再生緊急整備地域にご指定頂き、中之島4丁目には国立国際美術館・科学館・大阪中之島美術館など、国や大阪市などの行政主体で美しい建物が建設されており

ます。

その美しい景観が形成されている街区に、自立式立体駐車場を備えた、オーソドックスな利用形態のオフィスビルと救急病院が建設されようとしております。

建物には、大阪府所管の未来医療推進機構が入居され、医療機関、大学、研究機関、企業（ベンチャー含む）、支援機関等がオープンイノベーションの場を中心に研究支援、企業家支援、医療の実践が有機的に連携できるよう、拠点をオーガナイズされるようです。

建物建設の事業主体は、日本生命保険、京阪ホールディングス、関電不動産開発の三社が担われ、大阪大学医学部跡地を所有する大阪市から敷地を定期借地し、大林組が設計し、建設も受託されるようです。いずれの会社も日本有数の優良企業で、社会貢献事業も数多く行われており、日本生命保険を除く三社は、町会会員でもあります。

この事業に関わられる大阪府、大阪市はもとより全ての企業は、大阪市だけではなく、日本の発展を心に経済活動を行われていると理解しておりますが、この建物建設に関しては、地元住民への聴取や説明が全くない状況で、建物概要が新聞発表されました。

新聞発表によりますと、別紙（大阪市北区詳細図 中之島連合振興町会区域図）に、赤色で記載致しましたように、国立国際美術館・科学館・大阪中之島美術館、そして2010年にグッドデザイン賞を受賞致しましたN4タワーマンションの4つの建物の真ん中に自立型立体駐車用が建設されることになっておりました。

近隣住民からは、直接施工工事予定会社である大林組に対し、説明を求めましたが既存の計画を変更することについて、全く言及がなく、町会としても、会員企業である大林組をお願いし、事業者撤回を希望する旨を伝えるよう申し入れを行っております。

各企業と町会会員は色々な町会活動を共に行っておりますので、町会会員と企業で働かれる方々との間に色々なパイプがございます。それを通じ、情報を収集しましたところ、各企業内に、町会の申し上げる問題点から、事業を強引に推し進めることに疑問を持たれておられる方も多いようですが、企業として決済を積み重ねてきた計画に、どの企業からも先鞭を切って中断を申入れることは難しいという見解が多いようでした。

今までの経過を示します資料を数点添付させていただきますので、何卒、貴省から関係者に『景観法の規定を守るよう』ご指導頂きますようお願い致します。

末尾になりましたが、貴省の益々のご隆盛を祈念申し上げます。

草々